平成２４年（フ）第４３８号
兵庫県加古川市上荘町都染480番地の２
債務者　吉岡　良則
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県田川郡香春町大字採銅所1442番地３
債務者　相原　　髙
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３９９号
大分市中鶴崎２丁目３番22号　ウインズ101―205
債務者　長野　千秋
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
北海道小樽市桜３丁目１番23号
債務者　板倉　公二
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２６号
北海道小樽市天神１丁目15番111号　朝日プラザサウスヒルズ小樽、前住所札幌市南区石山２条８丁目２番２号　コーポさくら３号
債務者　野間　好照
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１２７号
北海道小樽市豊川町９番４号
債務者　伊藤　孝則
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２０号
岩手県遠野市上組町11番22号
債務者　佐藤ノリ子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第５６５号
仙台市青葉区中山８丁目14番６―201号、住民票上の住所仙台市青葉区みやぎ台３丁目12番10号
債務者　安倍　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９３号
仙台市青葉区川平４丁目４番６号
債務者　福士　孝行
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
宮城県登米市米山町字桜岡貝待井351番地
債務者　芳賀　友和
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第２２１号
秋田県潟上市天王字持谷地３番地６
債務者　鈴木　　正
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２３号
秋田市広面字板橋添45番地２　クレストール24Ａ101
債務者　山崎　滋子（旧姓櫻田・黒山）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９号
茨城県鹿嶋市大字宮津台2346番地51　グランモア宮津台Ⅶ Ｂ202
債務者　上川　洋幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６８５号
千葉市緑区刈田子町139番地１パークスロープ101号
債務者　尾林八重子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８６３号
千葉県浦安市北栄４丁目24番17号
債務者　宇田川瑞絵
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７５号
千葉県市川市宮久保２丁目19番12号　染谷荘101号
債務者　海沼　節子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４４号
千葉市若葉区千城台北２丁目19番12棟102号
債務者　川口富美子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係